

石川県公報

令和4年5月6日

第13504号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	4
○歳入の徴収事務の委託 (国際交流課)	4
○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	5
公 告	
○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	5
○土地改良区の役員就任公告 (同)	7
選挙管理委員会	
○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の取消しの報告	10
正 誤	
○令和4.4.5第13496号中	10

告 示

石川県告示第169号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
とりい皮膚科クリニック	野々市市白山町6番17号	令和4年3月2日
こまつ整形外科クリニック	小松市符津町ム161番地1	令和4年4月1日
きりの里診療所	白山市河内町きりの里63番1	令和4年4月1日
うちなだ訪問看護ステーションエヴァ	河北郡内灘町字大学2丁目25番地2コーポ大学103	令和4年4月1日

石川県告示第170号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
とりに皮膚科クリニック	野々市市白山町6番17号	令和4年3月2日
こまつ整形外科クリニック	小松市符津町ム161番地1	令和4年4月1日
きりの里診療所	白山市河内町きりの里63番1	令和4年4月1日
うちなだ訪問看護ステーションエヴァ	河北郡内灘町字大学2丁目25番地2 コーポ大学103	令和4年4月1日

石川県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
とりに皮膚科クリニック	野々市市白山町6番9号	令和4年2月28日
医療法人社団 定梶医院	輪島市門前町劔地タの24番地	令和4年3月25日
FORAC薬局	河北郡内灘町ハマナス2丁目47	令和4年3月31日
万行あおぞら薬局	七尾市万行二丁目64番地	令和4年3月31日
劔地あおぞら薬局	輪島市門前町劔地タ96番地	令和4年3月31日

石川県告示第172号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
とりに皮膚科クリニック	野々市市白山町6番9号	令和4年2月28日
医療法人社団 定梶医院	輪島市門前町劔地タの24番地	令和4年3月25日
FORAC薬局	河北郡内灘町ハマナス2丁目47	令和4年3月31日
万行あおぞら薬局	七尾市万行二丁目64番地	令和4年3月31日
劔地あおぞら薬局	輪島市門前町劔地タ96番地	令和4年3月31日

石川県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社優・優	能美市火釜町1番8	訪問介護ステーションたんぽぽ	能美市火釜町1番8	令和4年 2月10日
株式会社クスのアオキ	白山市松本町2512番地	クスのアオキ寺井薬局	能美市寺井町90番1	令和3年 12月1日

石川県告示第174号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社優・優	能美市火釜町1番8	訪問介護ステーションたんぼぼ	能美市火釜町1番8	令和4年 2月10日
株式会社クスリのアオキ	白山市松本町2512番地	クスリのアオキ寺井薬局	能美市寺井町90番1	令和3年 12月1日

石川県告示第175号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人多花楽会	鳳珠郡能登町字柳田信部1006番地	社会福祉法人多花楽会	新 鳳珠郡能登町字柳田信部 1006番地	平成29年 6月14日
		多花楽会訪問入浴介護事業所		
		多花楽会通所介護事業所	旧 鳳珠郡能登町字柳田信部 6番地	

石川県告示第176号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人多花楽会	鳳珠郡能登町字柳田信部1006番地	社会福祉法人多花楽会	新 鳳珠郡能登町字柳田信部 1006番地	平成29年 6月14日
		多花楽会訪問入浴介護事業所		
		多花楽会通所介護事業所	旧 鳳珠郡能登町字柳田信部 6番地	

石川県告示第177号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
浜田 政雄	羽咋市南中央町ユ72番地1	浜田歯科医院	羽咋市南中央町ユ72番地1	令和4年 3月31日

石川県告示第178号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
浜田 政雄	羽咋市南中央町ユ72番地1	浜田歯科医院	羽咋市南中央町ユ72番地1	令和4年 3月31日

石川県告示第179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
竹内 忠司(竹内接骨院)	小松市新鍛冶町乙229番地	令和4年3月31日
三井 守(三井接骨院)	小松市須天町2丁目276番2号	令和4年3月31日

石川県告示第180号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
竹内 忠司(竹内接骨院)	小松市新鍛冶町乙229番地	令和4年3月31日
三井 守(三井接骨院)	小松市須天町2丁目276番2号	令和4年3月31日

石川県告示第181号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務	金沢市本町1丁目5番3号	公益財団法人石川県国際交流協会	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

石川県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白山市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備えて縦覧に供する。）

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

大日ダム土地改良区連合

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	本屋 彌壽夫	白山市長島町72番地	令和4年3月28日
〃	宮西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	西田 榮次	白山市徳光町18番地	〃
〃	東本 政光	白山市木津町1番地	〃
〃	竹内 茂男	白山市明島町ム34番甲地	〃
〃	辻 恵一	白山市小柳町へ325番地	〃
〃	小林 溥志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	宮西 久信	白山市中ノ郷町イ62番地	〃
〃	中川 賢二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	佐武 憲一	白山市村井町96番地	〃
〃	伊藤 健三	白山市漆島町60番地	〃
〃	新宅 和幸	能美郡川北町字田子島甲72番地	〃
〃	善田 晋作	能美市岩内町又10番地	〃
〃	宮西 健吉	小松市松梨町乙55番地	〃
〃	北野 哲	能美市中ノ江町イ73番地	〃

〃	亀田保	能美市新保町チ17番地	〃
〃	土定徳好	小松市長崎町ホ452番地	〃
〃	下口文博	加賀市片山津町リ19番地	〃
〃	灰田繁雄	小松市向本折町牛211番地	〃
〃	高多善以	金沢市上安原町587番地	〃
〃	寺田基喜	金沢市二ツ寺町イ44番地	〃
〃	中谷治夫	加賀市伊切町にの148番地	〃
監事	中村信夫	白山市明島町ヌ143番地	〃
〃	石浦義守	能美市牛島町ロ261番地	〃
〃	井家美智男	小松市矢田野町29の95番地	〃

志賀町土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小泉勝	羽咋郡志賀町町21の31番地	令和4年3月31日
〃	松島信夫	羽咋郡志賀町徳田乙の31番地	〃
〃	青山幸一	羽咋郡志賀町福野ワの9番地1	〃
〃	大家勇	羽咋郡志賀町米町ホの32番地	〃
〃	市川邦夫	羽咋郡志賀町酒見新堂171番地1	〃
〃	松浦恒義	羽咋郡志賀町末吉マの5番地2	〃
〃	土橋裕久	羽咋郡志賀町代田7の6番地1	〃
〃	辻口光政	羽咋郡志賀町町28の47番地	〃
〃	森平守	羽咋郡志賀町矢駄夕の62番地	〃
〃	須間伸一郎	羽咋郡志賀町大島耕の3番地3	〃
〃	内濱英世	羽咋郡志賀町相神への10番地	〃
〃	脇田喜代志	羽咋郡志賀町百浦メの61番地	〃
〃	政氏友成	羽咋郡志賀町二所宮128番地2	〃
〃	高橋俊廣	羽咋郡志賀町大坂ムの30番地	〃
〃	寺澤俊彦	羽咋郡志賀町安津見36の55番地	〃
監事	向永利公	羽咋郡志賀町梨谷小山17字15番地	〃
〃	裏秀和	羽咋郡志賀町仏木カの2番地	〃
〃	山本恵三	羽咋郡志賀町今田口の87番地	〃

内浦土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山元淳二	鳳珠郡能登町字九里川尻9字38番地	令和4年4月12日
〃	花畑壽一	鳳珠郡能登町字時長8字52番地	〃
〃	菊田俊夫	鳳珠郡能登町字布浦レ字64番地10	〃
〃	天野登	鳳珠郡能登町字秋吉6字70番地	〃
〃	平信一	鳳珠郡能登町字滝之坊ケ字29番地	〃
〃	中橋博	鳳珠郡能登町字上12字37番地	〃
〃	内木洋雄	鳳珠郡能登町字布浦チ字33番地	〃
〃	浅山成雄	鳳珠郡能登町字宮犬12字34番地1	〃
監事	元谷猛	鳳珠郡能登町字上21字37番地	〃
〃	新名昭平	鳳珠郡能登町字清真3字57番地	〃

才田土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	小浦場 完	金沢市才田町甲128	令和4年3月24日
〃	小嶋 励	金沢市才田町東130	〃
〃	川端 満	金沢市才田町乙183-3	〃
〃	中川 正春	金沢市才田町乙51	〃
〃	綿村 裕	金沢市才田町は21	〃
〃	宮野 一	金沢市才田町乙4	〃
〃	片岡 喜宏	金沢市才田町は4	〃
〃	横井 恵喜	金沢市才田町乙108	〃
〃	小林 哲朗	金沢市八田町東969-1	〃
〃	東 幸弘	金沢市八田町東622	〃
〃	宮川 明光	金沢市八田町東1415	〃
〃	浅井 清嗣	金沢市大額1-163-5	〃
監事	奥村 登志	金沢市才田町は57	〃
〃	戸井 松一	金沢市八田町東249	〃
〃	町村 源藏	金沢市二日市町又96-2	〃

八田土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	神田 伸一	金沢市八田町東1525番地	令和3年3月31日
監事	中田 憲一	金沢市八田町東253番地	〃
〃	橘 基芳	金沢市八田町東48番地1	〃

長坂用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山村 憲一	金沢市長坂2丁目3番8号	令和4年3月31日
〃	新藏 弘明	金沢市若草町10番31号	〃
〃	村田 幸一	金沢市野田町へ333番地	〃
〃	角本 雅成	金沢市泉野出町2丁目13番20号	〃
〃	野村 外茂雄	金沢市泉野町1丁目18番2号	〃
監事	高桑 邦夫	金沢市野田町チ181番地	〃
〃	水橋 長之	金沢市長坂1丁目4番41号	〃
〃	宮田 健一郎	金沢市長坂3丁目8番7号	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和4年5月6日

石川県知事 馳 浩

大日ダム土地改良区連合

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	本屋 彌壽夫	白山市長島町72番地	令和4年3月29日
〃	宮西 豊	能美郡川北町字土室ル211番地9	〃
〃	西田 榮次	白山市徳光町18番地	〃
〃	東本 政光	白山市木津町1番地	〃

〃	竹内茂男	白山市明島町ム34番甲地	〃
〃	辻 惠一	白山市小柳町へ325番地	〃
〃	小林溥志	野々市市上林三丁目116番地	〃
〃	宮西久信	白山市中ノ郷町イ62番地	〃
〃	中川賢二	白山市宮永市町260番地	〃
〃	佐武憲一	白山市村井町96番地	〃
〃	伊藤健三	白山市漆島町60番地	〃
〃	新宅和幸	能美郡川北町字田子島甲72番地	〃
〃	善田晋作	能美市岩内町ヌ10番地	〃
〃	宮西健吉	小松市松梨町乙55番地	〃
〃	北野 哲	能美市中ノ江町イ73番地	〃
〃	亀田 保	能美市新保町チ17番地	〃
〃	土定徳好	小松市長崎町ホ452番地	〃
〃	下口文博	加賀市片山津町リ19番地	〃
〃	灰田繁雄	小松市向本折町牛211番地	〃
〃	高多善以	金沢市上安原町587番地	〃
〃	寺田基喜	金沢市二ツ寺町イ44番地	〃
〃	中郷正志	加賀市新保町ヲ1番地	〃
監事	澤村吉之	野々市市下林四丁目174番地	〃
〃	石浦義守	能美市牛島町ロ261番地	〃
〃	井家美智男	小松市矢田野町29の95番地	〃

志賀町土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小泉 勝	羽咋郡志賀町町21の31番地	令和4年4月1日
〃	土橋 裕久	羽咋郡志賀町代田7の6番地1	〃
〃	辻口 光政	羽咋郡志賀町町28の47番地	〃
〃	森平 守	羽咋郡志賀町矢駄タの62番地	〃
〃	大家 正樹	羽咋郡志賀町鹿頭ム40番地	〃
〃	松島 信夫	羽咋郡志賀町徳田乙の31番地	〃
〃	内濱 英世	羽咋郡志賀町相神への10番地	〃
〃	脇田 喜代志	羽咋郡志賀町百浦メの61番地	〃
〃	政氏 友成	羽咋郡志賀町二所宮128番地2	〃
〃	高橋 俊廣	羽咋郡志賀町大坂ムの30番地	〃
〃	須間 伸一郎	羽咋郡志賀町大島耕の3番地3	〃
〃	寺澤 俊彦	羽咋郡志賀町安津見36の55番地	〃
〃	中林 芳雄	羽咋郡志賀町宿女ソ64番地	〃
〃	新谷 昌史	羽咋郡志賀町末吉ウの95番地	〃
〃	三山 克志	羽咋郡志賀町町居ルの21番地	〃
〃	久田 政樹	羽咋郡志賀町小室2の18番地	〃
監事	奥下 建一	羽咋郡志賀町酒見松田305番地	〃
〃	野崎 豊昭	羽咋郡志賀町代田ラの23番地	〃
〃	堤谷 一博	羽咋郡志賀町大笹9の185番地	〃

内浦土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	山元 淳二	鳳珠郡能登町字九里川尻9字38番地	令和4年4月13日

〃	花 畑 壽 一	鳳珠郡能登町字時長 8 字52番地	〃
〃	菊 田 俊 夫	鳳珠郡能登町字布浦レ字64番地10	〃
〃	天 野 登	鳳珠郡能登町字秋吉 6 字70番地	〃
〃	平 信 一	鳳珠郡能登町字滝之坊ヶ字29番地	〃
〃	中 橋 博	鳳珠郡能登町字上12字37番地	〃
〃	浅 山 成 雄	鳳珠郡能登町字宮犬12字34番地 1	〃
〃	平 田 文 博	鳳珠郡能登町字布浦チ字 1 番地	〃
監 事	浅 井 弘 之	鳳珠郡能登町字松波14字48番地	〃
〃	瀧 田 敦 夫	鳳珠郡能登町字布浦口字18番 3 地	〃

才田土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	小 嶋 励	金沢市才田町東130	令和4年3月25日
〃	奥 村 登 志	金沢市才田町は57	〃
〃	川 端 満	金沢市才田町乙183- 3	〃
〃	井 上 孝 俊	金沢市才田町は97	〃
〃	綿 村 裕	金沢市才田町は21	〃
〃	穴 田 浩	金沢市才田町甲168	〃
〃	中 川 正 春	金沢市才田町乙51	〃
〃	片 岡 喜 宏	金沢市才田町は 4	〃
〃	小 林 哲 朗	金沢市八田町東969- 1	〃
〃	東 幸 弘	金沢市八田町東622	〃
〃	宮 川 明 光	金沢市八田町東1415	〃
〃	浅 井 清 嗣	金沢市大額 1 -163- 5	〃
監 事	横 井 惠 喜	金沢市才田町乙108	〃
〃	戸 井 松 一	金沢市八田町東249	〃
〃	町 村 源 藏	金沢市二日市町ヌ96- 2	〃
〃	榊 屋 誠	金沢市才田町乙220- 1	〃

八田土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	中 田 憲 一	金沢市八田町東253番地	令和4年4月1日
〃	橘 基 芳	金沢市八田町東48番地 1	〃
監 事	辻 祥 宏	金沢市八田町東592番地	〃
〃	神 田 伸 一	金沢市八田町東1525番地	〃
〃	中 黒 貢	金沢市八田町東954番地	〃

長坂用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	山 村 憲 一	金沢市長坂 2 丁目 3 番 8 号	令和4年4月1日
〃	新 藏 弘 明	金沢市若草町10番31号	〃
〃	石 野 裕 一	金沢市野田町 2 丁目 260番地	〃
〃	笠 置 忠 志	金沢市泉野町 1 丁目 16番30号	〃
〃	角 本 雅 成	金沢市泉野出町 2 丁目 13番20号	〃
監 事	水 橋 長 之	金沢市長坂 1 丁目 4 番 41号	〃
〃	田 畑 五 月	金沢市野田町へ336番地	〃
〃	宮 田 健 一 郎	金沢市長坂 3 丁目 8 番 7 号	〃

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年5月6日

石川県選挙管理委員会

市町名	施設名	所在地	指定取消年月日
能登町	城野町地区集会所	鳳珠郡能登町字宇出津山分5字26番地	令和4年4月6日
能登町	武連地区集会所	鳳珠郡能登町字武連1字16番地2	令和4年4月6日

正 誤

令和4年4月5日発行の石川県公報第13496号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
2	石川県告示第131号	小松市子馬出町18番地	小松市小馬出町18番地
2	石川県告示第132号	小松市子馬出町18番地	小松市小馬出町18番地